

令和6年1月5日

各 位

岩沼市教育委員会  
教育長 及川 浩市  
(公 印 省 略)

令和6年度学校施設の開放に関する利用団体登録の受付について(通知)

平素、本市のスポーツ振興に、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記のことについて下記により受付を行いますので、登録を希望する団体は、裏面の「学校開放についての留意事項」を確認の上、期日までに手続きを行ってください。

なお、新規団体の登録に当たっては、新規団体説明会を下記のとおり行うことと致しております。学校開放事業の円滑な運営についての大切な会議ですので、団体の代表者(又は代理人)は、必ず出席されますようお願い致します。

令和5年度に登録実績のある団体は説明会への参加は不要です。登録後にお送りする書類を団体内で共有し、ご利用ください。

記

1. 登録申請期限 令和6年1月31日(水)まで総合体育館へ **厳 守**
2. 新規団体説明会 **日時：令和6年 2月 19日(月) 午後7時**  
場所： 岩沼市総合体育館 2階会議室

※ 団体の代表者が出席できない場合は、必ず代理の方の出席をお願い致します。  
出席されない団体については、登録申請を取り消したものとみなしますので、学校施設の利用はできません。  
※ 遅刻・途中退出は、ご遠慮ください。  
※ 発熱、咳、くしゃみ等、体調がすぐれない方の参加はご遠慮ください。

3. 提出書類
  - ① 令和6年度 学校体育施設定期利用登録票
  - ② 構成員名簿(スポーツ少年団を含むすべての団体が対象です)  
※ ①②は『岩沼市体育施設』ホームページからダウンロード可能です。
  - ③ 令和6年度スポーツ安全保険に加入したことがわかる書類(受付印等のある保険加入申込書類の控え等)のコピー  
※ ③の書類は、加入手続き後すみやかに提出して下さい。
4. 登録条件 「学校開放についての留意事項(裏面)」を参照願います。

<問い合わせ先> 総合体育館 TEL:24-4831 / FAX:24-4174 担当：剣持、稲田

令和6年度

## 学校開放についての留意事項

「学校開放」は、「岩沼市立学校施設の開放に関する規則」に基づき、社会体育の普及のために、学校教育に支障のない範囲で学校の施設（屋内運動場・校庭）を市民の利用に供することを趣旨として、岩沼市教育委員会が行っている事業です。

学校施設の利用に際しては、事前に団体ごとの登録が必要です。登録を希望する団体は、以下の留意事項を確認の上、期限までに必要書類を提出してください。

※今後の感染症等の拡大状況により、利用制限がかかる場合があります。

### ■ 学校開放に登録できる団体は、以下の条件をすべて満たしている場合に限ります。

※番号 4 に関しては、令和6年度新規登録団体のみ

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 市民又は市内に勤務する人で構成されたスポーツ活動を目的とする団体。<br/>(市民又は市内に勤務する人が8割以上の団体に限ります。)</li><li>2 会則・規約等を有し常時10人以上で定期的な活動を行う団体。</li><li>3 スポーツ安全保険に加入している団体。</li><li>4 学校施設の開放に関する説明会に出席し、各学校施設の利用上のルールを確認・厳守できる団体（令和6年度新規登録団体のみ）。</li></ol> |
|---|

※ ルールが守られない場合は、年度途中でも登録を抹消し、利用を中止していただきます。

## 申請書類提出についての注意事項

1. 2つ以上の施設について登録する場合は、登録票の用紙をコピーして、施設ごとに記入・提出して下さい。
2. 構成員名簿は、全員の氏名・年齢・住所がもれなく記載されていれば、任意の様式でも構いません。但し、住所は必ず最後まで記載してください。  
また、スポーツ少年団を含むすべての団体について、提出をお願い致します。
3. 団体間の利用調整に役立てていただくため、**令和6年度登録の全団体について、連絡先の名簿を作成・配布する予定です。**  
名簿の配布先は登録団体の代表者または事務連絡担当者に限り、団体間の利用調整にのみ使用するものとしますので、ご理解とご協力をお願い致します。

## 新規団体説明会についての注意事項

学校開放事業を利用するにあたって、全体的な説明を行います。

なお、出席されない団体については、登録申請を取り消したものとみなしますので、学校施設の利用はできません。時間厳守でお集まり下さい。

学校開放 令和6年度登録（予定）団体  
代表者ならびに事務連絡担当者みなさまへ

## 令和6年度 登録団体【連絡先名簿】の作成と配布について

通知文書ウラ面の **学校開放についての留意事項** 申請書類提出についての注意事項 3番 にも記載しましたとおり、学校施設の利用について、利用登録団体間の利用調整に役立てていただくため、各団体の代表者と事務連絡担当者の連絡先を記載した名簿を作成し、利用調整会議の際に各団体の代表者に配布しております。

配布された名簿は、学校施設を利用する際の相互の連絡調整にのみ使用することとし、その目的以外には、決して使用しないでください。また、名簿の保管は、代表者または事務連絡担当者に限り、余分なコピーをしないでください。

年度末、名簿の目的が終了したら、適切に廃棄（細かく切って捨てるか、教育委員会生涯学習課・総合体育館へ返却）してください。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 大切なお知らせ

令和6年度学校施設の開放に関する利用団体登録の受付については、通知文書の本文にも記載がありますとおり、

**新規団体説明会に出席されない新規団体**については、

**= 令和6年度は登録できません = 利用はできません**

会議に欠席されますと、共通ルールの確認を十分に行うことができず、今後の使用に支障をきたす恐れがありますので、団体の代表者が出席できない場合は、必ず代理の方の出席をお願い致します。また、同様の理由から、遅刻・途中退出のないようあらかじめご準備ください。

なお、令和6年度の団体登録については、**追加登録はありません**ので、ご注意願います。

※今後の感染症等の感染拡大状況により、利用制限がかかる場合があります。

※令和5年度登録実績のある団体は説明会への出席は不要です。登録後にお送りする書類を団体内で共有し、ご利用ください。